

【概要版】

# 南知多町高齢者福祉計画及び 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月  
南知多町

# 計画策定にあたって

## 計画策定の背景

わが国では、令和元年（2019年）10月時点の推計人口において、65歳以上の人口は3,588万人を超えており、総人口1億2,616万人の28.4%と過去最高になっています。高齢者数は令和24年（2042年）頃まで増加し、その後も、75歳以上の人口割合については増加し続けることが予想されています。

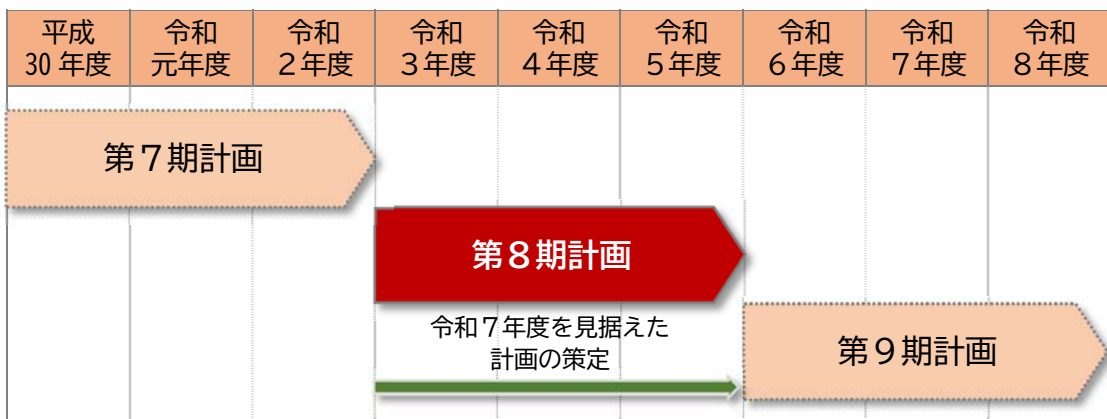
国においては、高齢社会対策の推進に当たり基本的考え方を明確にし、分野別の基本的施策の展開を図るべく、平成30年（2018年）2月16日に「高齢社会対策大綱」を閣議決定しました。

この大綱に基づき、国は、令和7年（2025年）を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の推進を図ることとしています。

こうした国等の動向を踏まえるとともに、令和2年度（2020年度）には、本計画の第7期計画期間（平成30年度～令和2年度）が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる令和7年（2025年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を目指す新たな計画を策定します。

## 計画の期間

現在の「南知多町高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」の期間が、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）までとなっており、本年度が計画の最終年度であるため、令和3年度（2021年度）からの新たな計画を策定しました。

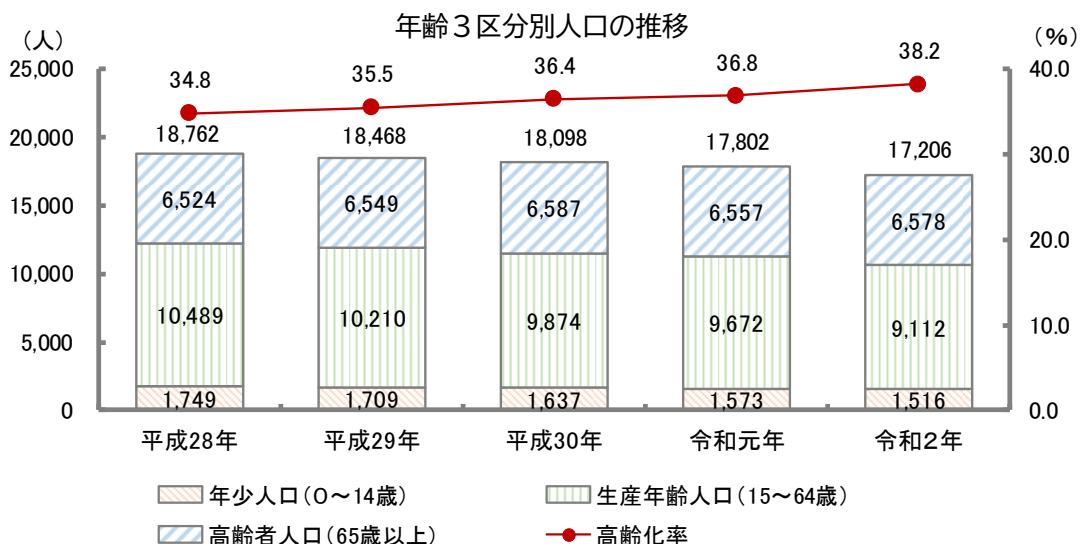


# 高齢者を取り巻く状況

## 総人口及び高齢者人口の推移

### 年齢3区分別人口の推移と推計

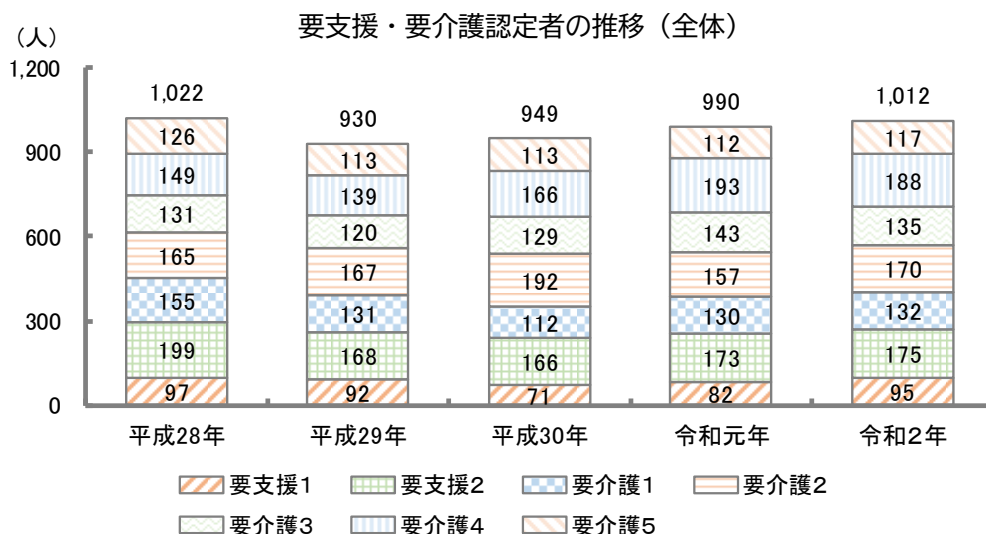
本町の総人口は、年々減少しており、令和2年に17,206人となっています。一方で高齢者人口は微増を続け、高齢化率も緩やかに増加しており、令和2年に38.2%となっています。



資料：実績は住民基本台帳（各年10月1日現在）

### 要支援・要介護認定者の推移

本町の要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和2年に1,012人となっています。介護度別で見ると、要介護4の伸びが最も大きくなっています。



資料：介護保険事業報告月報（各年10月1日現在）

# 基本理念と施策の体系

## 計画の基本理念

この自然豊かな、住み慣れたふるさとで高齢者になっても心豊かに、元気で暮らせるように、介護保険サービスをはじめとして、様々な高齢者施策を推進し、安心して住み続けられるよう支援していきます。

また、今後、団塊の世代が75歳以上になる、2025問題も間近に迫っており、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、要介護認定者、認知症高齢者が増加することが予測されます。

このような社会情勢において、高齢者一人ひとりが、いつまでも生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、「健康寿命」の延伸が重要であり、包括的な支援体制の整備や総合的な介護予防の推進、そして必要に応じた適切な介護サービスの提供が必要となります。

しかし、高齢者の増加に伴い、介護サービスの安定的な提供は難しい状況となってきており、高齢者を取り巻く生活課題に対し、高齢者自らが健康づくりや生きがいづくりに取り組む「自助」、それを地域で支え合い、助け合う「共助」、そしてその取組みを促進する「公助」が一体となり、取組みを推進することが必要です。

本計画は、高齢者のための福祉・介護など、日常の暮らしに関わる総合的な計画であり、前計画の基本的な考え方や趣旨を今後も踏襲し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図り、施策および取組みを積極的に展開していくため、本計画の基本理念を「自然豊かなふるさとで いつまでも心豊かに元気で暮らそう」とし、第9期、第10期を見据えた段階的な取組みを推進していきます。

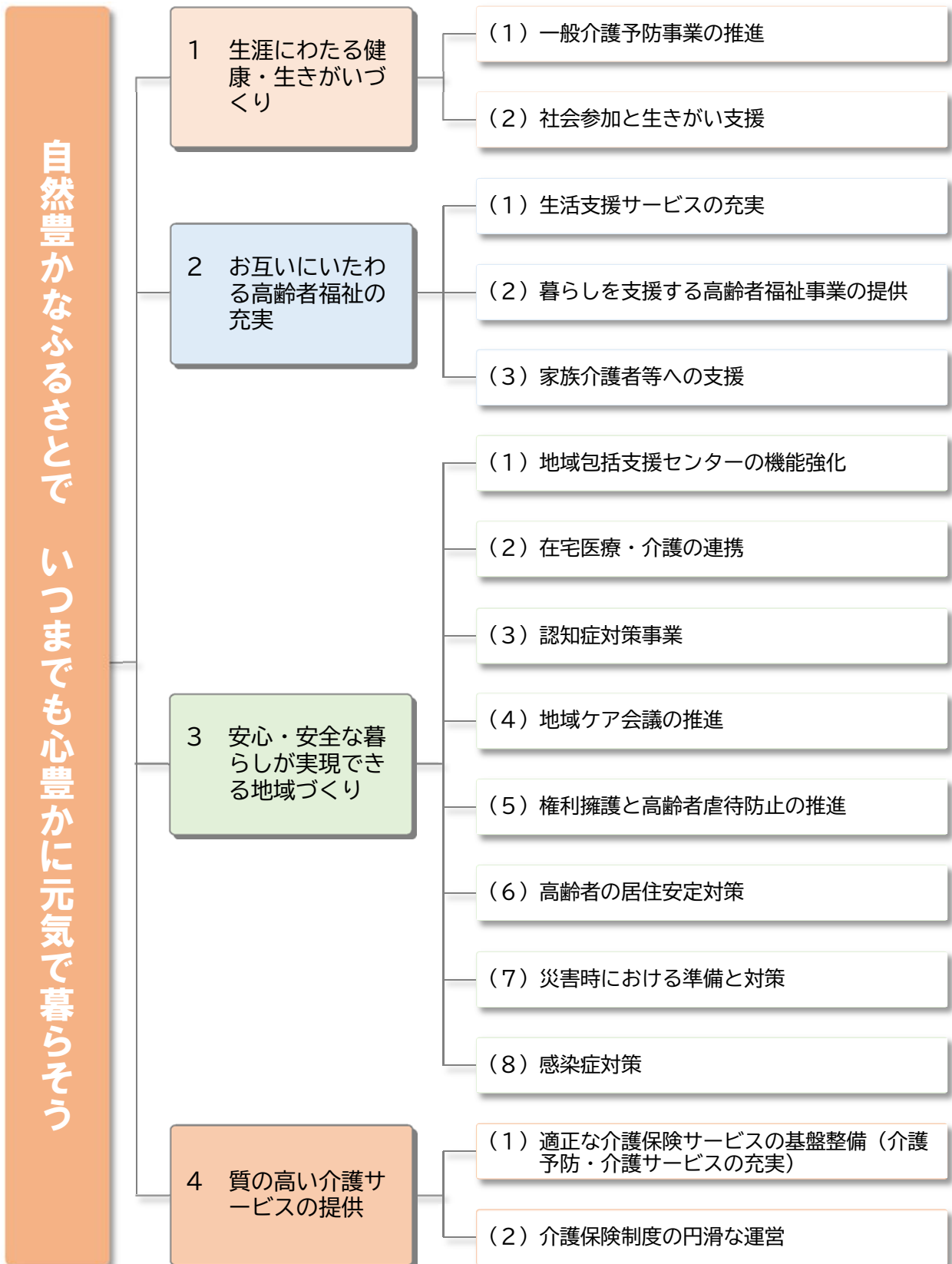
自然豊かなふるさとで  
いつまでも心豊かに元気で暮らそう

# 施策の体系

[ 基本目標 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]



# 計画の基本目標

## (1) 生涯にわたる健康・生きがいづくり

高齢期になると、生活形態もこれまでとは大きく変わり、その中でも健康で生きがいを持ち、充実した生活を送ることが重要です。そのためには、高齢者が豊富な知識や経験を活かしながら生きがいをもって暮らせるよう、健康づくりの推進や社会参加を促進する体制づくりを目指します。

施策	取組内容または事業名
一般介護予防事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防把握事業</li> <li>・介護予防普及啓発事業</li> <li>・地域介護予防活動支援事業</li> <li>・一般介護予防事業評価事業</li> <li>・地域リハビリテーション活動支援事業</li> <li>・保険者機能強化推進交付金等の活用(新)</li> <li>・個人情報取扱いにも配慮した関連データの活用促進(新)</li> <li>・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(新)</li> <li>・リハビリテーション職等による自立支援に向けた取組みの強化(新)</li> </ul>
社会参加と生きがい支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者敬老事業</li> <li>・高齢者生きがい活動支援(通所)事業</li> <li>・老人クラブ活動助成事業</li> </ul>

## (2) お互いにいたわる高齢者福祉の充実

今後は、地域共生社会の実現に向けて、障がいのある人や子ども等への支援を含む「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備するとともに、地域のニーズや資源の把握、関係者のネットワーク化、担い手の創出や資源の創出等を図る「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」や「協議体」が協働し、適切なサービス提供を行うコーディネート機能を強化することで、地域包括ケアシステムの充実を図ります。

施策	取組内容または事業名
生活支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援コーディネーターの配置</li> <li>・訪問型サービス</li> <li>・通所型サービス</li> <li>・高齢者助けあいサービス</li> </ul>
暮らしを支援する高齢者福祉事業の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝具洗濯乾燥サービス事業</li> <li>・老人保護措置事業</li> <li>・日常生活支援(ホームヘルプサービス)事業</li> <li>・在宅老人短期宿泊事業</li> <li>・介護保険離島交通費扶助</li> <li>・障害者ホームヘルプサービス支援事業</li> <li>・職員による高齢者見守り事業</li> <li>・配食サービス事業</li> <li>・緊急連絡通報システム設置事業</li> </ul>
家族介護者等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ給付事業</li> <li>・住宅改修支援事業</li> </ul>

### (3) 安心・安全な暮らしが実現できる地域づくり

介護・医療サービスの一体的な実施を推進し、地域の各種団体や住民が連携した「地域包括ケアシステム」の実現をめざします。

施策	取組内容または事業名
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括支援センターの適切な運営体制整備</li> <li>・その他包括的支援事業の推進</li> </ul>
在宅医療・介護の連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅医療・介護の連携</li> <li>・看取りや認知症を踏まえた在宅医療介護連携の推進(新)</li> <li>・ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及・啓発(新)</li> </ul>
認知症対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の早期診断、早期対応に向けた体制整備</li> <li>・地域の見守りネットワークの構築</li> <li>・認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</li> <li>・認知症の人の介護者への支援 ・若年性認知症施策の強化</li> <li>・認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり</li> <li>・認知症の普及啓発・本人発信支援(新)</li> <li>・通いの場の拡充(新) ・チームオレンジ等の構築(新)</li> </ul>
地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ケア会議の推進</li> </ul>
権利擁護と高齢者虐待防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護事業(再掲)</li> <li>・高齢者虐待の防止等</li> </ul>
高齢者の居住安定対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の居住安定対策</li> </ul>
災害時における準備と対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者支援</li> <li>・災害時の介護保険施設等への支援体制</li> </ul>
感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の感染拡大防止</li> <li>・感染症発生時の介護サービス事業所の事業継続</li> <li>・感染症発生時の関係機関の連携</li> </ul>

### (4) 質の高い介護サービスの提供

在宅サービスと施設・居住系サービスのバランスの取れた基盤整備を進めていくとともに、介護保険サービスの質の向上と制度の信頼性の確保に努めます。

施策	取組内容または事業名
適正な介護保険サービスの基盤整備（介護予防・介護サービスの充実）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス（訪問介護、通所介護等）</li> <li>・施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設等）</li> <li>・地域密着型サービス（地域密着型通所介護等）</li> <li>・住宅改修、福祉用具貸与・購入</li> <li>・介護予防支援・居宅介護支援</li> </ul>
介護保険制度の円滑な運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的・効率的な介護給付の推進</li> <li>・介護給付の適正化 介護給付適正化事業</li> <li>・介護サービスの質の向上</li> <li>・介護サービスの人材の確保及び育成</li> <li>・県との連携による介護現場革新に向けた先進事例の周知・啓発(新) ・介護離職防止の取組の推進(新)</li> <li>・業務の効率化の取組の推進(新)</li> <li>・災害・感染症対策への支援(新)</li> </ul>

# 所得段階別保険料の設定

以下のように所得段階別の保険料を設定しました。

## 保 険 料

所得段階	対 象 者	基準額に 対する割合	年額保険料	参考月額 保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が町民税非課税の人及び世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.50 (0.30)	30,000 (18,000)	2,500 (1,500)
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	0.75 (0.50)	45,000 (30,000)	3,750 (2,500)
第3段階	世帯全員が町民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.75 (0.70)	45,000 (42,000)	3,750 (3,500)
第4段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	54,000	4,500
第5段階	世帯の中に町民税課税の人がいるが、本人は町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	60,000	5,000
第6段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	72,000	6,000
第7段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	78,000	6,500
第8段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	90,000	7,500
第9段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	102,000	8,500
第10段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.80	108,000	9,000
第11段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	1.90	114,000	9,500
第12段階	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	2.00	120,000	10,000

※第1段階の保険料について、公費による軽減措置を実施し、( )内の保険料額となります。

南知多町 高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画【概要版】

発行日：令和3年3月

編集・発行：南知多町 保健介護課

〒470-3495

愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪18番地

TEL：0569-65-0711 FAX：0569-65-0694